

訪日外国人旅行者周遊促進事業実施要領

制 定 平成30年6月25日 観観振第27号
最終改正 令和4年1月31日 観観振第236号
観観資第173号

この実施要領は、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱（平成30年6月25日観観振第26号）のほか、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の交付等、訪日外国人旅行者周遊促進事業の実施に当たって必要な事項を定める。

第一～第三 （略）

第四 サステナブルな観光コンテンツ強化事業

1. 事業実施について

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（サステナブルな観光コンテンツ強化事業）において、サステナブルツーリズム推進計画申請者は、各地域に引き継がれてきた生活（生業）・自然環境・文化等について、それらの持続可能性の向上に資するような維持・活用の仕組みを上質な観光サービス等として実装するために必要な施設等の改修・整備、設備・備品の購入等に係る補助対象事業を支援することで、地域の観光資源を持続可能な形で活用し、旅行者の満足度向上を図るための具体的な計画案を観光庁に提出する。観光庁は、提出された事業計画をもとに事前審査を行い、審査結果を踏まえ、サステナブルツーリズム推進計画申請者に対して補助金額等を内示する。サステナブルツーリズム推進計画申請者は、補助対象事業者が、内示後に作成した交付申請書を取りまとめ、観光庁に提出する。

（サステナブルツーリズム推進計画申請者は、補助対象事業の事業実施予定地域に国立公園が含まれる場合には環境省地方環境事務所と、国定公園が含まれる場合には所管する都道府県の自然公園部局と、事業実施可能性についてあらかじめ必要な調整をした上で観光庁に提出すること。また、国立公園及び国定公園に係る案件の事前審査については、環境省の協力を得て審査する。）

2. 補助対象事業者について

サステナブルツーリズム推進計画における、個別事業の実施主体として記載されている地方公共団体・DMO・民間事業者等であり、次のイからハまでに掲げる要件の全てに適合している必要がある。

- イ 補助対象事業を的確に遂行する技術能力を有し、並びに当該事業の遂行に必要な組織及び人員を有していること
- ロ 補助対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること
- ハ 補助対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること

3. 補助率について

補助対象経費については定率補助により補助するものとし、補助率は1/2とする。

4. 補助対象事業について

(1) サステナブルツーリズムの推進のための設備・備品の購入等

イ 補助額について

500万円を上限とする。

ロ 補助対象経費

サステナブルツーリズムを充実させ観光客の満足度向上に資することを目的として、体験型ツアーやコンテンツ造成等に必要な設備・備品の購入等に要する経費であり、以下のとおりとする。

- ① サステナブルな観光コンテンツの造成等に必要となる物品等の購入に要する経費
- ② 観光資源を適切に維持・活用し、環境負荷を低減させるために必要な物品等の購入に要する経費
- ③ ①及び②以外の経費で、サステナブルツーリズムの充実に資する観光コンテンツの造成等に必要となる物品等の購入に要する経費

(2) サステナブルツーリズムの推進のための施設等の改修・整備

イ 補助額について

5,000万円を上限とする。

ロ 補助対象経費

コンテンツ造成等による活用を前提とした、観光資源を適切に維持・活用するための施設等の改修・整備に要する経費であり、以下のとおりとする。

- ① サステナブルな観光コンテンツの造成等に必要となる施設等の改修・整備に要する経費
- ② 観光資源を適切に維持・活用し、環境負荷を低減させるための施設等の改修・整備に要する経費
- ③ ①及び②以外の経費で、サステナブルツーリズムの充実に資する観光コンテンツの造成等に必要となる施設等の改修・整備に要する経費

5. 事業評価について

(1) 事業評価の実施

補助対象事業者は、補助対象事業の実施結果を確認の上、事業計画の事後評価を行い、補助対象事業が終了した日から起算して一ヶ月を経過した日又は翌年度の4月末日のいずれか早い日までにサステナブルツーリズム推進計画申請者を通じて観光庁へ提出することとする。観光庁は、提出された事後評価を確認し、補助対象事業者に対し今後の事業又は地域の取組の改善の観点から、適切な指導・助言等を行う。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月末日までに参考となる資料とともに観光庁にサステナブルツーリズム推進計画申請者を通じて報告をすることとする。

(2) その他

(1) によることができない特段の事情がある場合は、国、サステナブルツーリズム推進計画申請者及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

第五 (略)